

社会福祉法第2条第2項に規定する第一種社会福祉事業

【社会福祉法第2条第2項(抜粋)】

- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設，更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- 二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院，母子生活支援施設，児童養護施設，障害児入所施設，情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- 三 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する養護老人ホーム，特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設を経営する事業
- 五 削除
- 六 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）に規定する婦人保護施設を営する事業
- 七 授産施設を営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業